

議案第101号

甲賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

甲賀市長 岩永裕貴

# 甲賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 目次

第1章 総則（第1条－第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

　第1節 通則（第20条）

　第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条－第24条）

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雜則（第27条・第28条）

付則

　第1章 総則

　（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害への対応)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るために、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での

生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければ

ばならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員を兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10 第1項各号に規定する行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供を行う場合の対応)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
  - (2) その提供する乳児等通園支援の内容
  - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
  - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
  - (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
  - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

#### (乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

### 第2節 一般型乳児等通園支援事業

#### (設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育

室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋

		外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

#### (職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他

の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

#### (乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

#### (保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

#### (設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第

1号)

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第3章 雜則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第102号

甲賀市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

甲賀市長 岩永裕貴

# 甲賀市行政組織条例等の一部を改正する条例

## (甲賀市行政組織条例の一部改正)

第1条 甲賀市行政組織条例（平成16年甲賀市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「  
総合政策部 市長公室  
総合政策部  
」を 「  
建設部 建設部  
都市政策部  
」を 「に改める。

第2条中

「  
総合政策部  
(1) 秘書に関すること。  
(2) 広報及び公聴に関すること。  
(3) 危機管理に関すること。  
(4) 防災及び消防に関すること。  
(5) 市政の総合企画、計画及び調整に関すること。  
(6) 合併関連事業の進行管理に関すること。  
(7) 電子計算機の管理及び情報政策に関すること。  
(8) 自治振興及びコミュニティ活動に関すること。  
(9) 国内及び国際交流に関すること。  
(10) 地域市民センターに関すること。  
」を

「  
市長公室  
(1) 秘書に関すること。  
(2) シティプロモーションに関すること。

- (3) 危機管理に関すること。
- (4) 防災及び消防に関すること。

#### 総合政策部

- (1) 市政の総合企画、計画及び調整に関すること。
- (2) 広聴に関すること。
- (3) 電子計算機の管理及び情報政策に関すること。
- (4) 自治振興及びコミュニティ活動に関すること。
- (5) 多文化共生に関すること。
- (6) 地域市民センターに関すること。
- (7) 行政改革及び行政評価に関すること。

」に、

「

- (4) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (5) 法規に関すること。
- (6) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (7) 行政改革、行政評価及び統計に関すること。

」を

「

- (4) 統計に関すること。
- (5) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (6) 法規に関すること。
- (7) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。

」に、

「

- (4) 保健衛生、健康管理及び母子保健に関すること。

」を

「

- (4) 保健衛生及び健康管理に関すること。

」に、

「

(1) 子ども及び子育て支援に関すること。

」を

「

(1) 子ども及び子育て支援に関すること。

(2) 母子保健及び児童福祉に関すること。

」に、

「

(1) 都市計画及び開発指導に関すること。

(2) 土地区画整理及び公園緑地に関すること。

(3) 交通対策及び地域バス対策に関すること。

(4) 道路、河川及び橋りょうに関すること。

(5) 住宅に関すること。

(6) 公共施設の建築及び營繕に関すること。

(7) ダムに関すること。

(8) 地籍調査に関すること。

」を

「

(1) 公園緑地に関すること。

(2) 道路、河川及び橋りょうに関すること。

(3) 住宅に関すること。

(4) 公共施設の建築及び營繕に関すること。

(5) ダムに関すること。

## 都市政策部

(1) 都市計画及び開発指導に関すること。

(2) 都市基盤整備に関すること。

(3) 交通政策に関すること。

」に改める。

(甲賀市防災会議条例の一部改正)

第2条 甲賀市防災会議条例（平成16年甲賀市条例第74号）の一部を次のよう  
に改正する。

第3条第6項中「第5項第7号」を「前項第7号」に改める。

第6条中「総合政策部」を「市長公室」に改める。

(甲賀市災害対策本部条例の一部改正)

第3条 甲賀市災害対策本部条例（平成16年甲賀市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総合政策部」を「市長公室」に改める。

(甲賀市都市計画審議会条例の一部改正)

第4条 甲賀市都市計画審議会条例（平成17年甲賀市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条中「建設部」を「都市政策部」に改める。

(甲賀市国民保護協議会条例の一部改正)

第5条 甲賀市国民保護協議会条例（平成18年甲賀市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総合政策部」を「市長公室」に改める。

(甲賀市国民保護対策本部及び甲賀市緊急対処事態対策本部条例の一部改正)

第6条 甲賀市国民保護対策本部及び甲賀市緊急対処事態対策本部条例（平成18年甲賀市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総合政策部」を「市長公室」に改める。

(甲賀市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正)

第7条 甲賀市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年甲賀市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総合政策部」を「市長公室」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第102号参考資料

<第1条関係>

甲賀市行政組織条例新旧対照表

改正案	現行
(部の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。  <u>市長公室</u> 総合政策部 総務部 市民環境部 健康福祉部 こども政策部 産業経済部 建設部 <u>都市政策部</u> 上下水道部 (部の分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。  <u>市長公室</u>	(部の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。  総合政策部 総務部 市民環境部 健康福祉部 こども政策部 産業経済部 建設部  上下水道部 (部の分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 秘書に関すること。
- (2) シティプロモーションに関すること。
- (3) 危機管理に関すること。
- (4) 防災及び消防に関すること。

総合政策部

- (1) 市政の総合企画、計画及び調整に関すること。
- (2) 広聴に関すること。
- (3) 電子計算機の管理及び情報政策に関すること。
- (4) 自治振興及びコミュニティ活動に関すること。
- (5) 多文化共生 \_\_\_\_\_に関すること。
- (6) 地域市民センターに関すること。
- (7) 行政改革及び行政評価に関すること。

総務部

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 統計に関すること。
- (5) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (6) 法規に関すること。

総合政策部

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 広報及び公聴に関すること。
- (3) 危機管理に関すること。
- (4) 防災及び消防に関すること。
- (5) 市政の総合企画、計画及び調整に関すること。
- (6) 合併関連事業の進行管理に関すること。
- (7) 電子計算機の管理及び情報政策に関すること。
- (8) 自治振興及びコミュニティ活動に関すること。
- (9) 国内及び国際交流に関すること。
- (10) 地域市民センターに関すること。

総務部

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (5) 法規に関すること。

<p><u>(7)</u> 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>市民環境部</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>健康福祉部</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保健衛生<u>及び</u>健康管理_____に関すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>こども政策部</p> <p>(1) 子ども及び子育て支援に関すること。</p> <p><u>(2) 母子保健及び児童福祉に関すること。</u></p> <p>産業経済部</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>建設部</p> <p><u>(1) _____公園緑地に関すること。</u></p> <p><u>(2) 道路、河川及び橋りょうに関すること。</u></p> <p><u>(3) 住宅に関すること。</u></p> <p><u>(4) 公共施設の建築及び営繕に関すること。</u></p>	<p><u>(6)</u> 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</p> <p><u>(7) 行政改革、行政評価及び統計に関すること。</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>市民環境部</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>健康福祉部</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保健衛生<u>、</u><u>健康管理及び母子保健</u>に関すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>こども政策部</p> <p>(1) 子ども及び子育て支援に関すること。</p> <p>産業経済部</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>建設部</p> <p><u>(1) 都市計画及び開発指導に関すること。</u></p> <p><u>(2) 土地区画整理及び公園緑地に関すること。</u></p> <p><u>(3) 交通対策及び地域バス対策に関すること。</u></p> <p><u>(4) 道路、河川及び橋りょうに関すること。</u></p> <p><u>(5) 住宅に関すること。</u></p> <p><u>(6) 公共施設の建築及び営繕に関すること。</u></p>
--	---

<p><u>(5)</u> ダムに関すること。</p> <p><u>都市政策部</u></p> <p><u>(1)</u> <u>都市計画及び開発指導に関すること。</u></p> <p><u>(2)</u> <u>都市基盤整備に関すること。</u></p> <p><u>(3)</u> <u>交通政策に関すること。</u></p> <p>上下水道部</p> <p>(1) (略)</p>	<p><u>(7)</u> ダムに関すること。</p> <p><u>(8)</u> <u>地籍調査に関すること。</u></p> <p>上下水道部</p> <p>(1) (略)</p>
--	--

<第2条関係>

甲賀市防災会議条例新旧対照表

改正案	現行
(会長及び委員)	(会長及び委員)
第3条 (略)	第3条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 <u>前項第7号</u> 及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	6 <u>第5項第7号</u> 及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
7 (略)	7 (略)
(庶務)	(庶務)
第6条 防災会議の庶務は、 <u>市長公室</u> において処理する。	第6条 防災会議の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。

<第3条関係>

甲賀市災害対策本部条例新旧対照表

改正案	現行
(庶務) 第5条 災害対策本部の庶務は、 <u>市長公室</u> において処理する。	(庶務) 第5条 災害対策本部の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。

<第4条関係>

甲賀市都市計画審議会条例新旧対照表

改正案	現行
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>都市政策部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、建設部において処理する。

<第5条関係>

甲賀市国民保護協議会条例新旧対照表

改正案	現行
(庶務) 第6条 協議会の庶務は、 <u>市長公室</u> において処理する。	(庶務) 第6条 協議会の庶務は、総合政策部において処理する。

<第6条関係>

甲賀市国民保護対策本部及び甲賀市緊急対処事態対策本部条例新旧対照表

改正案	現行
(庶務) 第6条 国民保護対策本部の庶務は、 <u>市長公室</u> において処理する。	(庶務) 第6条 国民保護対策本部の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。

<第7条関係>

甲賀市新型インフルエンザ等対策本部条例新旧対照表

改正案	現行
(庶務) 第5条 対策本部の庶務は、 <u>市長公室</u> において処理する。	(庶務) 第5条 対策本部の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第103号

甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

甲賀市長 岩永裕貴

甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第4条第1項中「及び」を「、」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「並びに市長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報をを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び同条第1項に規定する準法定事務」を加え、同条第4項中「前2項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができます。

別表第1中「心身」を削り、

「

6 市長	特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
7 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であつて規則で定めるもの

」を

「

6 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であつて規則で定めるもの
7 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの

」に

改める。

別表第 2 の 1 の部甲賀市福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの款に次のように加える。

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 2 の部甲賀市老人福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの款に次のように加える。

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 3 の部精神障害者に対する精神科通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの款に次のように加える。

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 4 の部重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの款中「心身」を削り、同款に次のように加える。

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 5 の部障害者等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるものの款に次のように加える。

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 6 の部を削り、同表の 7 の部中「7 市長」を「6 市長」に改め、同部生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるものの款に次のように加える。

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

## 付 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第103号参考資料

甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(個人番号の利用範囲) <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務<u>、</u>市長又は甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特定個人番号利用事務<u>並びに</u>市長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務<u>及び</u>同条第1項に規定する準法定事務とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</u></p>	(個人番号の利用範囲) <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務<u>及び</u>市長又は甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特定個人番号利用事務<u>、</u>市長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務<u>及び</u>同条第1項に規定する準法定事務とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>

5 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
(略)	
4 市長	重度 <u>      </u> 障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	障害者等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	甲賀市福祉医療費 助成条例による医	(略) 医療保険各法（健康保険法（大正11年法

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
(略)	
4 市長	重度 <u>心身</u> 障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	障害者等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	甲賀市福祉医療費 助成条例による医	(略) 医療保険各法（健康保険法（大正11年法

		<p>療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)による保険給付の支給に関する情報又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」と総称する。)であって規則で定めるもの</p> <p><u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u></p>	<p>療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)による保険給付の支給に関する情報又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」と総称する。)であって規則で定めるもの</p>
2 市長	甲賀市老人福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	(略)	(略)
3 市長	精神障害者に対する精神科通院医療	(略)	医療保険給付関係情報であって規則で定め

		費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	るもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
4 市長	重度 <u>_____</u> 障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 医療保険給付関係情報（国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報を除く。）であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	重度 <u>心身</u> 障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 医療保険給付関係情報（国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報を除く。）であって規則で定めるもの	るもの
5 市長	障害者等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	障害者等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	るもの
6 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する	(略) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
6 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する	(略) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する	(略) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	るもの

る生活保護の実施  
に関する事務であ  
って規則で定める  
もの

住登外者宛名情報であって規則で定めるも  
の

る生活保護の実施  
に関する事務であ  
って規則で定める  
もの

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第104号

甲賀市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

甲賀市長 岩永裕貴

## 甲賀市職員定数条例の一部を改正する条例

甲賀市職員定数条例（平成16年甲賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び水道事業」を「並びに水道事業及び下水道事業」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

職員の定数は、次の表のとおりとする。

議会の事務部局の職員	6人
市長の事務部局の職員	632人
市長の所管に属する病院の職員	50人
選挙管理委員会の事務部局の職員	2人
監査委員の事務部局の職員	3人
農業委員会の事務部局の職員	5人
公平委員会の事務部局の職員	2人
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校	120人
その他の教育関係の職員	
水道事業及び下水道事業の企業職員	50人
合計	870人

第2条第2項中「前項第2号に掲げる職員」を「前項に規定する市長の事務部局の職員」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第104号参考資料

甲賀市職員定数条例新旧対照表

改正案	現行
(定義)	(定義)
第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、教育委員会 <u>並びに水道事業及び下水道事業</u> の事務部局に常時勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定に基づき臨時的に任用される者を除く。）をいう。	第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、教育委員会 <u>及び水道事業</u> の事務部局に常時勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定に基づき臨時的に任用される者を除く。）をいう。
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は、次の表のとおりとする。	第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。
議会の事務部局の職員	6人
市長の事務部局の職員	632人
市長の所管に属する病院の職員	50人
選挙管理委員会の事務部局の職員	2人
監査委員の事務部局の職員	3人
農業委員会の事務部局の職員	5人
公平委員会の事務部局の職員	2人
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校	120人
その他の教育関係の職員	
水道事業及び下水道事業の企業職員	50人

<u>合計</u>	<u>870人</u>	<u>合計 1, 010人</u>
2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条の規定に基づく福祉事務所員の定数は、 <u>前項に規定する市長の事務部局の職員</u> の定数のうち35人とする。		2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条の規定に基づく福祉事務所員の定数は、 <u>前項第2号に掲げる職員</u> の定数のうち35人とする。
<u>付 則</u>		
<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>		

議案第105号

甲賀市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

甲賀市長 岩永裕貴

## 甲賀市駐車場条例の一部を改正する条例

甲賀市駐車場条例（平成16年甲賀市条例第134号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考第3項を次のように改める。

3 障害者（児）のうち市長が認めた者は、使用料を半額とする。

### 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第105号参考資料

甲賀市駐車場条例新旧対照表

改正案	現行																																
<p>(使用料)</p> <p>第6条 駐車場に自動車を駐車する者（以下「利用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第2の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表第2（第6条、第14条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">坂町駐車場</td><td>24時間まで</td><td>150円</td></tr> <tr> <td>24時間を超えるときは、その超える時間について24時間までごとに</td><td>150円</td></tr> <tr> <td>甲賀駅南駐車場</td><td>1箇月</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">甲賀駅北駐車場</td><td>24時間まで</td><td>300円</td></tr> <tr> <td>24時間を超えるときは、その超える時間につ</td><td>300円</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	坂町駐車場	24時間まで	150円	24時間を超えるときは、その超える時間について24時間までごとに	150円	甲賀駅南駐車場	1箇月	3,000円	甲賀駅北駐車場	24時間まで	300円	24時間を超えるときは、その超える時間につ	300円	<p>(使用料)</p> <p>第6条 駐車場に自動車を駐車する者（以下「利用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第2の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表第2（第6条、第14条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">坂町駐車場</td><td>24時間まで</td><td>150円</td></tr> <tr> <td>24時間を超えるときは、その超える時間について24時間までごとに</td><td>150円</td></tr> <tr> <td>甲賀駅南駐車場</td><td>1箇月</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">甲賀駅北駐車場</td><td>24時間まで</td><td>300円</td></tr> <tr> <td>24時間を超えるときは、その超える時間につ</td><td>300円</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	坂町駐車場	24時間まで	150円	24時間を超えるときは、その超える時間について24時間までごとに	150円	甲賀駅南駐車場	1箇月	3,000円	甲賀駅北駐車場	24時間まで	300円	24時間を超えるときは、その超える時間につ	300円
区分	単位	使用料																															
坂町駐車場	24時間まで	150円																															
	24時間を超えるときは、その超える時間について24時間までごとに	150円																															
甲賀駅南駐車場	1箇月	3,000円																															
甲賀駅北駐車場	24時間まで	300円																															
	24時間を超えるときは、その超える時間につ	300円																															
区分	単位	使用料																															
坂町駐車場	24時間まで	150円																															
	24時間を超えるときは、その超える時間について24時間までごとに	150円																															
甲賀駅南駐車場	1箇月	3,000円																															
甲賀駅北駐車場	24時間まで	300円																															
	24時間を超えるときは、その超える時間につ	300円																															

	いて 24 時間までごとに	
油日駅前駐車場	1箇月	3,000円
	24時間まで	300円
	24時間を超えるときは、その超える時間について	300円
	いて 24 時間までごとに	
貴生川駅南駐車場	1時間まで	100円
	1時間を超えるときは、その超える時間について	100円
	1時間までごとに	
甲南駅南口駐車場	24時間まで	300円
	24時間を超えるときは、その超える時間について	300円
	いて 24 時間までごとに	
甲南駅北口駐車場	1箇月	3,000円
	24時間まで	300円
	24時間を超えるときは、その超える時間について	300円
	いて 24 時間までごとに	

備考

- 1 1区画1台とする。
- 2 1箇月は、毎月単位とする。ただし、使用開始日がその月の1

	いて 24 時間までごとに	
油日駅前駐車場	1箇月	3,000円
	24時間まで	300円
	24時間を超えるときは、その超える時間について	300円
	いて 24 時間までごとに	
貴生川駅南駐車場	1時間まで	100円
	1時間を超えるときは、その超える時間について	100円
	1時間までごとに	
甲南駅南口駐車場	24時間まで	300円
	24時間を超えるときは、その超える時間について	300円
	いて 24 時間までごとに	
甲南駅北口駐車場	1箇月	3,000円
	24時間まで	300円
	24時間を超えるときは、その超える時間について	300円
	いて 24 時間までごとに	

備考

- 1 1区画1台とする。
- 2 1箇月は、毎月単位とする。ただし、使用開始日がその月の1

5 日以後の場合は 1 箇月の使用料の半額とする。

3 障害者（児）のうち市長が認めた者は、使用料を半額とする。

4 油日駅前駐車場の利用について、1 箇月を単位とする利用許可のない者が駐車を行う場合は、24 時間単位の使用料とする。

5 貴生川駅南駐車場の利用について、使用料の合計額が 500 円を超える場合は、24 時間当たりの限度額を 500 円とする。

#### 付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

5 日以後の場合は 1 箇月の使用料の半額とする。

3 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項及び戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条第 1 項に定める手帳保持者のうち、重度の肢体不自由者で市長が認めた者は、半額とする。

4 油日駅前駐車場の利用について、1 箇月を単位とする利用許可のない者が駐車を行う場合は、24 時間単位の使用料とする。

5 貴生川駅南駐車場の利用について、使用料の合計額が 500 円を超える場合は、24 時間当たりの限度額を 500 円とする。

議案第106号

甲賀市子育て支援センター条例及び甲賀市室内多目的広場条例の一部を改正する  
条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

甲賀市長 岩永裕貴

甲賀市子育て支援センター条例及び甲賀市室内多目的広場条例の一部  
を改正する条例

(甲賀市子育て支援センター条例の一部改正)

第1条 甲賀市子育て支援センター条例（平成16年甲賀市条例第94号）の一部  
を次のように改正する。

別表第1 甲賀市水口子育て支援センターの項中「日曜日」の次に「、月曜日」  
を加える。

(甲賀市室内多目的広場条例の一部改正)

第2条 甲賀市室内多目的広場条例（令和6年甲賀市条例第32号）の一部を次の  
ように改正する。

第5条第2項第1号中「月曜日及び火曜日」を「火曜日及び水曜日」に改め  
る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第106号参考資料

<第1条関係>

甲賀市子育て支援センター条例新旧対照表

改正案	現行																		
(利用時間等) 第5条 支援センターの利用時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。 2 市長は、前項に規定する利用時間又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。 別表第1（第5条関係）	(利用時間等) 第5条 支援センターの利用時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。 2 市長は、前項に規定する利用時間又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。 別表第1（第5条関係）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>利用時間</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲賀市水口子育て支援センター</td> <td>午前9時から 午後5時まで</td> <td>日曜日、<u>月曜日</u>、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	利用時間	休館日	甲賀市水口子育て支援センター	午前9時から 午後5時まで	日曜日、 <u>月曜日</u> 、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで	(略)		(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>利用時間</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲賀市水口子育て支援センター</td> <td>午前9時から 午後5時まで</td> <td>日曜日_____、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	利用時間	休館日	甲賀市水口子育て支援センター	午前9時から 午後5時まで	日曜日_____、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで	(略)		(略)
施設の名称	利用時間	休館日																	
甲賀市水口子育て支援センター	午前9時から 午後5時まで	日曜日、 <u>月曜日</u> 、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで																	
(略)		(略)																	
施設の名称	利用時間	休館日																	
甲賀市水口子育て支援センター	午前9時から 午後5時まで	日曜日_____、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで																	
(略)		(略)																	

<第2条関係>

甲賀市室内多目的広場条例新旧対照表

改正案	現行
(利用時間等) 第5条 (略) 2 多目的広場の休館日は、次のとおりとする。 （1） <u>火曜日及び水曜日</u> （国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。） （2） (略) 3 (略)	(利用時間等) 第5条 (略) 2 多目的広場の休館日は、次のとおりとする。 （1） <u>月曜日及び火曜日</u> （国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。） （2） (略) 3 (略)

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第107号

甲賀市保健センター条例及び甲賀市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

甲賀市長 岩永裕貴

甲賀市保健センター条例及び甲賀市介護保険条例の一部を改正する条例

(甲賀市保健センター条例の一部改正)

第1条 甲賀市保健センター条例（平成16年甲賀市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「甲賀市甲賀町大久保507番地2」を「甲賀市甲賀町相模173番地1」に改める。

(甲賀市介護保険条例の一部改正)

第2条 甲賀市介護保険条例（平成18年甲賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項の表中「甲賀市甲賀町大久保507番地2」を「甲賀市甲賀町相模173番地1」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第107号参考資料

<第1条関係>

甲賀市保健センタ一条例新旧対照表

改正案	現行																								
(名称及び位置) 第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>甲賀市水口保健センター</td><td>甲賀市水口町水口 5 6 0 7 番地</td></tr><tr><td>甲賀市土山保健センター</td><td>甲賀市土山町北土山 1 7 1 5 番地</td></tr><tr><td>甲賀市甲賀保健センター</td><td>甲賀市甲賀町相模 1 7 3 番地 1</td></tr><tr><td>甲賀市甲南保健センター</td><td>甲賀市甲南町野田 8 1 0 番地</td></tr><tr><td>甲賀市信楽保健センター</td><td>甲賀市信楽町長野 1 2 5 1 番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	甲賀市水口保健センター	甲賀市水口町水口 5 6 0 7 番地	甲賀市土山保健センター	甲賀市土山町北土山 1 7 1 5 番地	甲賀市甲賀保健センター	甲賀市甲賀町相模 1 7 3 番地 1	甲賀市甲南保健センター	甲賀市甲南町野田 8 1 0 番地	甲賀市信楽保健センター	甲賀市信楽町長野 1 2 5 1 番地	(名称及び位置) 第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>甲賀市水口保健センター</td><td>甲賀市水口町水口 5 6 0 7 番地</td></tr><tr><td>甲賀市土山保健センター</td><td>甲賀市土山町北土山 1 7 1 5 番地</td></tr><tr><td>甲賀市甲賀保健センター</td><td>甲賀市甲賀町大久保 5 0 7 番地 2</td></tr><tr><td>甲賀市甲南保健センター</td><td>甲賀市甲南町野田 8 1 0 番地</td></tr><tr><td>甲賀市信楽保健センター</td><td>甲賀市信楽町長野 1 2 5 1 番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	甲賀市水口保健センター	甲賀市水口町水口 5 6 0 7 番地	甲賀市土山保健センター	甲賀市土山町北土山 1 7 1 5 番地	甲賀市甲賀保健センター	甲賀市甲賀町大久保 5 0 7 番地 2	甲賀市甲南保健センター	甲賀市甲南町野田 8 1 0 番地	甲賀市信楽保健センター	甲賀市信楽町長野 1 2 5 1 番地
名称	位置																								
甲賀市水口保健センター	甲賀市水口町水口 5 6 0 7 番地																								
甲賀市土山保健センター	甲賀市土山町北土山 1 7 1 5 番地																								
甲賀市甲賀保健センター	甲賀市甲賀町相模 1 7 3 番地 1																								
甲賀市甲南保健センター	甲賀市甲南町野田 8 1 0 番地																								
甲賀市信楽保健センター	甲賀市信楽町長野 1 2 5 1 番地																								
名称	位置																								
甲賀市水口保健センター	甲賀市水口町水口 5 6 0 7 番地																								
甲賀市土山保健センター	甲賀市土山町北土山 1 7 1 5 番地																								
甲賀市甲賀保健センター	甲賀市甲賀町大久保 5 0 7 番地 2																								
甲賀市甲南保健センター	甲賀市甲南町野田 8 1 0 番地																								
甲賀市信楽保健センター	甲賀市信楽町長野 1 2 5 1 番地																								

<第2条関係>

甲賀市介護保険条例新旧対照表

改正案	現行																								
<p>(地域包括支援センター)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲賀市水口地域包括支援センター</td><td>甲賀市水口町水口5607番地</td></tr> <tr> <td>甲賀市土山地域包括支援センター</td><td>甲賀市土山町北土山1715番地</td></tr> <tr> <td>甲賀市甲賀地域包括支援センター</td><td>甲賀市甲賀町相模173番地1</td></tr> <tr> <td>甲賀市甲南地域包括支援センター</td><td>甲賀市甲南町野田810番地</td></tr> <tr> <td>甲賀市信楽地域包括支援センター</td><td>甲賀市信楽町長野1251番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	甲賀市水口地域包括支援センター	甲賀市水口町水口5607番地	甲賀市土山地域包括支援センター	甲賀市土山町北土山1715番地	甲賀市甲賀地域包括支援センター	甲賀市甲賀町相模173番地1	甲賀市甲南地域包括支援センター	甲賀市甲南町野田810番地	甲賀市信楽地域包括支援センター	甲賀市信楽町長野1251番地	<p>(地域包括支援センター)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲賀市水口地域包括支援センター</td><td>甲賀市水口町水口5607番地</td></tr> <tr> <td>甲賀市土山地域包括支援センター</td><td>甲賀市土山町北土山1715番地</td></tr> <tr> <td>甲賀市甲賀地域包括支援センター</td><td>甲賀市甲賀町大久保507番地2</td></tr> <tr> <td>甲賀市甲南地域包括支援センター</td><td>甲賀市甲南町野田810番地</td></tr> <tr> <td>甲賀市信楽地域包括支援センター</td><td>甲賀市信楽町長野1251番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	甲賀市水口地域包括支援センター	甲賀市水口町水口5607番地	甲賀市土山地域包括支援センター	甲賀市土山町北土山1715番地	甲賀市甲賀地域包括支援センター	甲賀市甲賀町大久保507番地2	甲賀市甲南地域包括支援センター	甲賀市甲南町野田810番地	甲賀市信楽地域包括支援センター	甲賀市信楽町長野1251番地
名称	位置																								
甲賀市水口地域包括支援センター	甲賀市水口町水口5607番地																								
甲賀市土山地域包括支援センター	甲賀市土山町北土山1715番地																								
甲賀市甲賀地域包括支援センター	甲賀市甲賀町相模173番地1																								
甲賀市甲南地域包括支援センター	甲賀市甲南町野田810番地																								
甲賀市信楽地域包括支援センター	甲賀市信楽町長野1251番地																								
名称	位置																								
甲賀市水口地域包括支援センター	甲賀市水口町水口5607番地																								
甲賀市土山地域包括支援センター	甲賀市土山町北土山1715番地																								
甲賀市甲賀地域包括支援センター	甲賀市甲賀町大久保507番地2																								
甲賀市甲南地域包括支援センター	甲賀市甲南町野田810番地																								
甲賀市信楽地域包括支援センター	甲賀市信楽町長野1251番地																								

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第108号

甲賀市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

甲賀市長 岩永裕貴

甲賀市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

甲賀市農業集落排水処理施設条例（平成16年甲賀市条例第141号）の一部を  
次のように改正する。

別表第1宮地区農業集落排水処理施設の項を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第108号参考資料

甲賀市農業集落排水処理施設条例新旧対照表

改正案	現行																					
<p>(名称等)</p> <p>第2条 集落排水施設の名称、処理場の位置及び処理区域は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 処理区域 集落排水施設により下水を排除することができる区域で別表第1に掲げる区域をいう。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>別表第1 (第2条、第3条関係)</p> <p>集落排水施設の設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>集落排水施設の名称</th><th>処理場の位置</th><th>処理区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>稗谷地区農業集落排水処理施設</td><td>甲賀市甲南町稗谷28 84番地</td><td>稗谷</td></tr> </tbody> </table>	集落排水施設の名称	処理場の位置	処理区域	(略)			稗谷地区農業集落排水処理施設	甲賀市甲南町稗谷28 84番地	稗谷	<p>(名称等)</p> <p>第2条 集落排水施設の名称、処理場の位置及び処理区域は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 処理区域 集落排水施設により下水を排除することができる区域で別表第1に掲げる区域をいう。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>別表第1 (第2条、第3条関係)</p> <p>集落排水施設の設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>集落排水施設の名称</th><th>処理場の位置</th><th>処理区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>稗谷地区農業集落排水処理施設</td><td>甲賀市甲南町稗谷28 84番地</td><td>稗谷</td></tr> <tr> <td>宮地区農業集落排水処理施設</td><td>甲賀市甲南町柑子18 58番地1</td><td>柑子の一部を除く。 野川下、野川上、下馬</td></tr> </tbody> </table>	集落排水施設の名称	処理場の位置	処理区域	(略)			稗谷地区農業集落排水処理施設	甲賀市甲南町稗谷28 84番地	稗谷	宮地区農業集落排水処理施設	甲賀市甲南町柑子18 58番地1	柑子の一部を除く。 野川下、野川上、下馬
集落排水施設の名称	処理場の位置	処理区域																				
(略)																						
稗谷地区農業集落排水処理施設	甲賀市甲南町稗谷28 84番地	稗谷																				
集落排水施設の名称	処理場の位置	処理区域																				
(略)																						
稗谷地区農業集落排水処理施設	甲賀市甲南町稗谷28 84番地	稗谷																				
宮地区農業集落排水処理施設	甲賀市甲南町柑子18 58番地1	柑子の一部を除く。 野川下、野川上、下馬																				

磯尾地区農業集落排水処理施設	甲賀市甲南町竜法師1 9 7 3 番地 2	磯尾の一部を除く。	
(略)			
<u>付 則</u>			
<u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u>			
<u>杉、上馬杉の一部を除く。</u>			

議案第109号

甲賀市立学校施設開放条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

甲賀市長 岩永裕貴

## 甲賀市立学校施設開放条例の一部を改正する条例

甲賀市立学校施設開放条例（平成16年甲賀市条例第171号）の一部を次のように改正する。

別表冷暖房設備の部に次のように加える。

格技場（水口中学校）	1時間当たり	1面	400
------------	--------	----	-----

### 付 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

議案第109号参考資料

甲賀市立学校施設開放条例新旧対照表

改正案			現行		
(開放施設)			(開放施設)		
第2条 学校開放を行う市立学校の施設（以下「開放施設」という。）は、別表に掲げる施設とする。			第2条 学校開放を行う市立学校の施設（以下「開放施設」という。）は、別表に掲げる施設とする。		
(使用料)			(使用料)		
第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。			第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。		
2 (略)			2 (略)		
別表（第2条、第10条関係）			別表（第2条、第10条関係）		
施設名		区分	金額（円）		
(略)			(略)		
照明設備	体育館 格技場	1時間 当たり	1面	400	
			1／2面	200	
	グラウンド		1面	600	
			1／2面	300	
冷暖房設備	体育館（アリーナ）	1時間 当たり	1面	1,000	
			400		
	体育館（格技場等）	1時間 当たり	1面		
	体育館（アリーナ）	1時間 当たり	1面	400	
	体育館（格技場等）	1時間 当たり	1面		

格技場（水口 中学校）	1時間 当たり	1面		400
----------------	------------	----	--	-----

備考

1～5 (略)

付則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

備考

1～5 (略)

議案第110号

甲賀市老人福祉センター条例を廃止する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

甲賀市長 岩永裕貴

## 甲賀市老人福祉センター条例を廃止する条例

甲賀市老人福祉センター条例（平成16年甲賀市条例第97号）は、廃止する。

### 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。